平成２７年（フ）第２１１号
香川県高松市西春日町1407番地県住11―106
債務者　岡本　昭夫
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１７号
香川県高松市前田東町72番地５　オレンジハイツ103
債務者　畠　　三幸
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１０４号
香川県善通寺市南町３丁目９番26号
債務者　大平　　淳（旧姓合田）
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１０６号
香川県坂出市高屋町993番地２
債務者　宮武　文彦
1　決定年月日時　平成27年10月14日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２７３号
沖縄県那覇市銘苅１丁目18番26号　ぬちヴィレッジ島505
債務者　松本　　梓
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１３９号
岐阜市市橋５丁目14番22号（スイートム村木Ｂ号棟　１号室）
債務者　喜多　美絵
1　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６２号
岐阜市八代３丁目２番９―202号　（フレグランス八代）
債務者　坂谷　幸雄
1　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６５号
岐阜市岩崎２丁目４番12号
債務者　田中　里依
1　決定年月日時　平成27年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第７３３号
神戸市灘区灘南通３丁目４番15号　摩耶フラッツ502号
債務者　小西　千里
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３６号
神戸市兵庫区西柳原町８番18―407号
債務者　赤澤　長美
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３号
兵庫県伊丹市高台３丁目70番地　Ｂ202号
債務者　永吉　太志
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３－１－１―1314、住民票上の住所兵庫県宝塚市栄町２丁目１番１－Ｅ―1402号
債務者　細見　裕之
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
兵庫県川西市南花屋敷１丁目４番23号
債務者　金山　幹郎
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
兵庫県宝塚市鹿塩１丁目４番22号　グリーン鹿塩Ⅰ　201
債務者　井河原さゆり
1　決定年月日時　平成27年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
北海道小樽市東雲町９番20号　シーサイド９　202号、前住所札幌市東区北38条東２丁目１番29―401号
債務者　相馬　義之
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第６０５号
仙台市太白区泉崎１丁目31番16号　パストラーレ１－Ａ
債務者　昆　　達也
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第６０号
茨城県神栖市太田4143番地９　コーポ美治203
債務者　黒田　育見
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月14日まで
水戸地方裁判所麻生支部